

公益社団法人西部海難防止協会代表理事 の選考経過及び任命理由

当協会の目的は、本会は、九州、沖縄及び山口県の沿岸及びその付近水域における海難の防止に関する事項の調査研究、周知宣伝その他海難防止に関し必要な事業を行い、もって海上交通の安全に寄与することにより、平成 25 年 4 月 1 日に公益社団法人として内閣府の認定を受けている。

そうした組織にあつて、代表理事としての職務内容は、業務執行理事を指揮し当協会の業務全般を処理していくことであり、その職務遂行のためには、組織の運営に関する十分な知識と能力はもとより、他機関等との渉外業務を遂行することができる能力や経験を有することが求められている。

加えて、海難防止に関する事業を行うことから、海事関係法令の知識はもとより船舶職員としての実務経験を有し、海上を熟知していることが不可欠である。

今回の代表理事の選考に当たっては、佐藤元洋氏について当協会に設置した役員候補者評価委員会による書類審査及面接審査を行い代表理事として適任であるとの評価を受けたことから総会において同氏を理事に選任し、その後、理事の互選により代表理事に選任したところである。

任命理由について、同氏は、平成 29 年 6 月から平成 30 年 6 月までの間、当会の副会長として、また、令和 4 年 5 月から令和 5 年 6 月までの間、当会の顧問として当会の業務を的確に執行し、組織の運営を適切に行ってきたところである。

一方、過去において、出光タンカー株式会社において船舶部海務課長や社長付安全環境管理責任者という要職を経験し、かつ、船長としての経験も有している。

また、平成 18 年からは関門水先区水先人会に入会し、その間、同会理事、会長として組織のマネージメントの経験を有し、当会の業務に関し、代表理事に必要なとされる能力、経験が十分にあり、かつ、当会の経営運営改革を実施するという明確な目的意識と情熱を持っていること等から代表理事に相応しいと判断されたことによるものである。